

令和7年度版

通学のしおり



橋本市立
高野口小学校

住所：橋本市高野口町名倉226

TEL：0736-42-2061

FAX：0736-42-2082

目 次

- 1 学校生活のきまり
- 2 服装について
- 3 学校の授業日課表

めざす児童像

- 自ら考え、すすんで学び、表現する子
- 目標をもって努力を続ける子
- 心優しく思いやりのある子
- 地域や学校に愛着と誇りをもつ子
- 「やってみよう・何とかなる・ありがとう・ありのままに」

Well-being の 4 因子を大切にできる子

1 学校生活のきまり

(1) 登下校について

- 決められた通学路を通して、できるだけ集団で登下校する。
- 黄色の通学用帽子・名札・制服で登下校する。名札は、登下校時は黄色い面を表にする。(服装の詳細は別記)
- 登校時刻は**7時30分**から**8時15分**(予鈴8時15分)までとする。
- 下校時刻は原則、4月～10月は**16時30分**11月～3月は**16時**とする。
- 事情がない限り車で送り迎えをしてもらわずに、元気に登下校する。

(2) 校内での生活について

○正しい言葉遣いをする。

- 廊下は、走らず静かに右側を歩く。
- 北の通用門や東の正面玄関付近では、車に十分注意する。
- 他の教室に入る時は、必ず担任の先生に用件を伝えてから入る。
- 職員室には、きちんと挨拶をして用件を伝えて入る。
- 学校には、遊び道具などの勉強に必要なのない物を持ってこない。
- 教室や特別教室などの道具・鍵は、使った後必ず元のところにかえす。
- 放課後は無断で校舎内に入らない。用がある時は職員室の先生に言う。
- 学校敷地内での飲食(お菓子・ジュース等)は、禁止とする。
- 携帯電話は、校内持ち込み禁止とする。
(申請後 許可された場合は職員室に預ける)
- 染髪、ラメスプレー、マニキュア、ピアス等は禁止とする。

(3) 校外での生活について

- 校区外へは原則として行かない。やむを得ず校区外や遠くに行くときは、保護者同伴か保護者の許可を得る。
- 外で元気に遊ぶ。

- 児童だけでゲームセンター、カラオケ店、飲食店などへ行かない。
- 火遊びはしない。花火は、約束を守って保護者同伴ですること。また、遊んだ後のゴミは必ず持ち帰る。
- 運動場や公園など広い場所で遊ぶ。
(危険な場所の看板のあるところ、工事現場、空き家などへは行かない。)
- 子どもだけで川(紀ノ川など)や池に魚釣りに行かない。
- 遊びに行くときは、だれと、どこへ、何時までに帰ると言ってから出かける。

○自転車について (※下記参照)

- ・必ずヘルメットを着用する。
- ・二人乗り、並進は絶対しない。
- ・国道の通行はできるだけさける。
- ・斜めの横断をしない。
- ・ブレーキなど安全点検をする。
- ・自転車で学校に遊びに来るときは、北通路に邪魔にならないように置く。
(※北門には置かないこと。)
- ・自転車保険への加入をお勧めします。

※ 道路交通法第63条の10

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

※ 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



2 服装について

※厳冬期以外、夏、冬の決められた制服で登下校し、普段の学校生活においても決められた制服を着用することとします。

※始業式・入学式・終業式・卒業式・修了式・離別式は、決められた制服着用

※アレルギー等、身体に変調をきたす児童についてはその限りではありません。

（１）冬の制服について

○決められた制服（上は紺のブレザー、下は紺の半ズボンまたは紺のスカート）

※販売店……前田衣料店（TEL. 4 2 - 5 2 9 6）

※制服のボタンは学校で販売します（大・小・各１個８０円）

○厳冬期（１１月～３月）は、防寒着（規定なし）・長ズボン（黒か紺またはグレーの学習に適したもの。綿パンやジャージ）やタイツ・スパッツ・レギンス（黒か紺）などを、体調を見て、家庭の判断で着せたりはかせたりしてください。

※Gパンは禁止とします。 ※式の際は、決められた制服とします。

○制服の下に着るものは、白色のポロシャツとします。

○教室では、防寒着を脱いでおく。（寒さが厳しいときは着用可とします）

（２）冬の持ち物について

○貼るカイロのみとする。（事故防止のため、貼るカイロのみとする。）

○登下校時、手袋・マフラー・ネックウォーマーは、着用可。（安全に留意して着用させてください。）休み時間は手袋のみ着用可とします。

※耳当ては禁止とします。

○肌荒れ等の理由でのハンドクリーム、リップクリームは使用可とします。色や香りのないものにしてください。

（３）夏の制服……上は、白のポロシャツ。

下は、紺の半ズボンまたは紺のスカート。

☆夏服への衣替えは６月１日とします。ただし天候により６月以前であっても暑い日がありますので、５月を移行期間とします。また、冬服の衣替えは２学期始業式とし１０月を移行期間とします。

（４）通学帽……学校指定の校章の入った黄色の帽子

※販売店……前田衣料店（TEL. 4 2 - 5 2 9 6）

（５）体操服及び赤白帽……決められた体操服および帽子

※販売店……赤井スポーツ（TEL. 3 3 - 0 6 0 5）

(6) 靴……はきなれた運動靴

(7) 上靴及び体育館シューズ

○上靴……白色のもの（購入場所は自由です）

○体育館シューズ(学校指定)

※販売店……赤井スポーツ(TEL. 33-0605)

こにしシューズ&バッグ(TEL. 42-2277)

(8) その他

○名札……学校で販売しています。

※名札50円 ケース100円、1セット合計150円

(9) 体育時の服装について

○体操服、体操帽子、体育館シューズなど忘れた人は見学となります。

※友達・兄弟姉妹からの貸し借りは禁止。

○体操服の中の下着(肌着)の着用は自由としますが、縄跳びや長距離走など汗をかく運動のときは着替えの用意をお願いします。

○髪の毛が長い人は、1つに結んでください。長いつめは、切っておくこと。

●水着等について

○水着はスクール水着を着用することとします。

○1年生については、幼稚園・こども園で使っていたものも使用可とします。

○ラッシュガードは着用可とします。（※ただし、華美なものは不可）

※その他

○水着、帽子、タオル、ビーチサンダルなどの持ち物には、必ず名前を書いておくようにしてください。

○帽子の色は、以下のとおりです。

(1年：黄 2年：白 3年：オレンジ 4年：赤 5年：緑 6年：紺)

○ゴーグルは、貸し借りしないでください。（兄弟姉妹間も禁止）

3 学校の授業日課表について

時 程 表					
校 時	火・木・金	月		水	
予 鈴 朝の学習 朝の会	8：15 8：20～8：30 8：30～8：40				
1 限	8：40～9：25				
2 限	9：35～10：20				
3 限	(予鈴10：35) 10：40～11：25				
4 限	11：35～12：20				
給 食	12：20～13：00				
昼休憩	13：00～13：25	月曜日	1～3年 5限	水曜日	全学年
清 掃	13：25～13：40		4～6年 6限		
5 限	13：45～14：30	5 限	13:20～14:05	5 限	13:20～14:05
6 限	14：40～15：25	6 限	14:15～15:00	終わりの会	14:10～14:20
終わりの会	15：30～15：40	終わりの会	15:05～15:15	下 校	14:20
下 校	(5限) 14：45 (6限) 15：40	下 校	(5限) 14：20 (6限) 15：15		
〔1学期〕 4/1～10/13 〔2学期〕 10/14～3/31 月曜日、委員会・クラブがある場合は 終わりの会 14：10～14：20 委員会・クラブ 14：25～15：10					

◎月曜日・水曜日は通常の掃除無し。終わりの会でゴミ拾い。